

救護施設における留意事項

基本的な考え方

救護施設においては、重症化しやすい高齢の方が複数利用され、クラスターが発生する危険性が高い環境にあることから、十分な感染予防対策を行うとともに、感染が疑われた場合、感染が判明した場合において、それぞれ速やかに感染拡大防止策を行うことが極めて重要です。

具体的な取り組み

○新型コロナウイルスの感染防止について

- ・施設への職員、利用者、業者等の出入りにあたっては、新型コロナウイルスを持ち込ませないため、検温の実施、マスクの着用、手洗いや手指用アルコール消毒液の使用、面会の制限、業者の入室の制限等により、人から人への感染拡大防止に努めてください。また、職員・利用者について、継続的に健康状態の確認を行い、その記録を残すようにしてください。
- ・ドアノブ、手すりや更衣室・休憩室等の共有設備については、必要に応じ次亜塩素酸ナトリウム液で消毒を行ってください。タオルは共用しないでください。
- ・食事や作業等においては、対面することを避け、人と人の距離を空ける、時間をずらすなどにより集団となることをできるだけ避けてください。また、定期的(1時間に1～2回程度、1回5～10分程度)に換気を行いましょう。
- ・敷地内において他の福祉サービス等を提供している場合においては、集団感染のリスク軽減のため可能な限り職員配置を分けることとし、やむを得ず職員や利用者が事業所と施設間を行き来する場合においては、上記取組等の感染予防対策をより徹底して行ってください。

○新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の取組

- ・職員や利用者の体調の変化に注意を払い、感染が疑われる場合(※)においては、速やかに管理者等への報告による情報共有を図り、職員の場合は勤務中であっても勤務中止する等、感染拡大防止のための判断を早期に行ってください。また、従事職員の応援体制を確認しておいてください。

※①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、②重症化しやすい方(高齢者、基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、③発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合等。

なお、基礎疾患等をお持ちの方で症状に変化のある方は、まずは、かかりつけ医等に電話でご相談ください。

- ・複数の利用者や職員に発熱や咳等の症状がみられる、症状のある方が増加する等の変化に注意してください。
- ・PCR検査の実施等については帰国者・接触者相談センター(「#7119」または「011-272-7119」)に連絡し指示を受けてください。
- ・検査対象職員から職場での行動履歴を確認し、接触箇所について消毒を行ってください。

○新型コロナウイルス患者が発生した場合の取組

- ・保健所の指示に従うとともに、濃厚接触者の特定に協力してください。
- ・法人内で速やかに情報を共有するとともに、保健福祉局保護自立支援課に対して状況を報告してください。
(電話 011-211-2992)
- ・他の職員や利用者に感染が拡大することを防ぐため、施設内の消毒を行ってください。
- ・施設においては、入所者に対するケアを細心の注意を払って行ってください。

○ごみの扱い（新型コロナウイルス感染者が施設内で発生した場合）

- ・新型コロナウイルスに感染した方が施設内で発生し、入院までに時間を要する場合などのごみの捨て方については、環境局事業廃棄物課にご相談ください。(電話 011-211-2927)

～参考～

【国からの通知】

- ① 「社会福祉施設等における感染防止対策のための留意点について（その2）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619929.pdf>



- ② 「介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000623744.pdf>

